

後期高齢者医療制度のご案内

令和5年度
(2023年度)版



目次

制度のしくみ	2
対象者(被保険者)	3
被保険者証(保険証)	4
保険料	5
お医者さんにかかるとき	11
自己負担割合	11
高額療養費	13
高額介護合算療養費	13
入院したときの食事代	14
あとから払い戻しが受けられるとき	15
交通事故などにあつたとき	16
亡くなったとき	16
1年に1回健康診査・歯科口腔健康診査を受けましょう	17
適正受診にご協力ください	18
柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方	18
セルフメディケーションを心がけましょう	18
正しい医療機関のかかり方	19
ジェネリック医薬品を利用しましょう	19
お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療に係るお問い合わせ先	裏表紙

※今後の制度の見直しにより、内容が変更になる場合があります。

熊本県後期高齢者医療広域連合

制度のしくみ

対象者(被保険者)

被保険者証(保険証)

保険料

お医者さんにかかるとき

1年に1回健康診査・歯科口腔健康診査を受けましょう

適正受診にご協力ください



制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、高齢者の方の医療を国民全体で支えあう医療保険制度です。熊本県内すべての市町村が加入する『熊本県後期高齢者医療広域連合』が運営主体となります。

広域連合の役割

制度の運営を行います。

- 被保険者の認定
- 被保険者証（保険証）の交付
- 医療を受けたときの給付
- 保険料の決定
- 保健事業の実施



市（区）町村の役割

保険証の引渡し・申請の受付・保険料の徴収などを行います。

- 被保険者証（保険証）の引渡し
- 各種申請の受付
- 保険料の徴収・納付相談
- 健康診査の受付
- 健康教育・健康相談

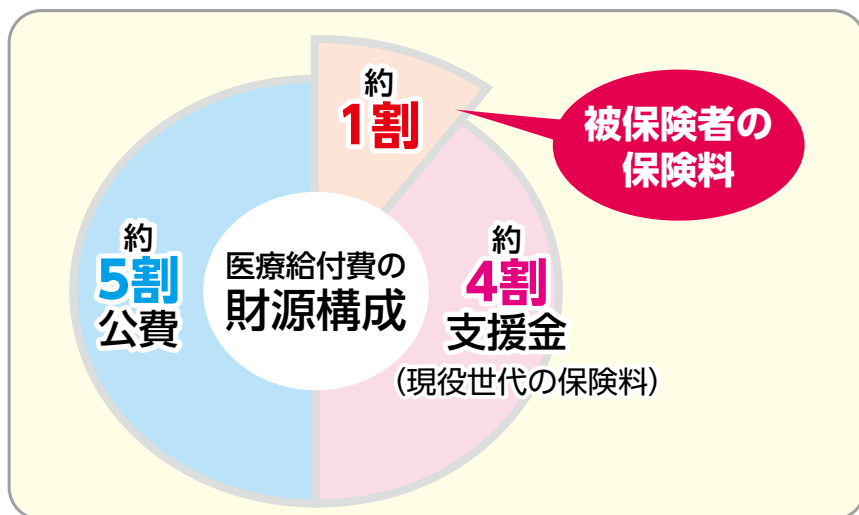
Q 届け出はどこにすればいいのですか？

A お住まいの市（区）町村の窓口で届出をしてください。
詳しくはお住まいの市（区）町村にお尋ねください。（パンフレット裏表紙参照）

後期高齢者医療制度の財政

原則として公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者の方から納めていただく保険料（約1割）で運営しています。

医療費が増えると、保険料が引き上げられる場合がありますので、適正受診などにより、医療費の削減を目指しましょう。



対象者（被保険者）



75歳以上の方（75歳の誕生日当日から対象）

→75歳到達による加入手続きは不要です。

65歳以上75歳未満で一定の障がいについて 広域連合の認定を受けた方（認定を受けた日から対象）

→障がいの認定申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請することができます。
また、いつでも将来に向けて撤回することができます。（遡って撤回はできません。）

●申請する場合は、下記の手帳等と保険証を添えてお住まいの市（区）町村に届け出てください。

必要書類（一例）	該当となる区分
身体障害者手帳	●1～3級 ●4級の一部
精神障害者保健福祉手帳	●1～2級
療育手帳	●A（重度）
国民年金法などの障害年金	●1～2級

◆生活保護を受給されている方などは対象になりません。

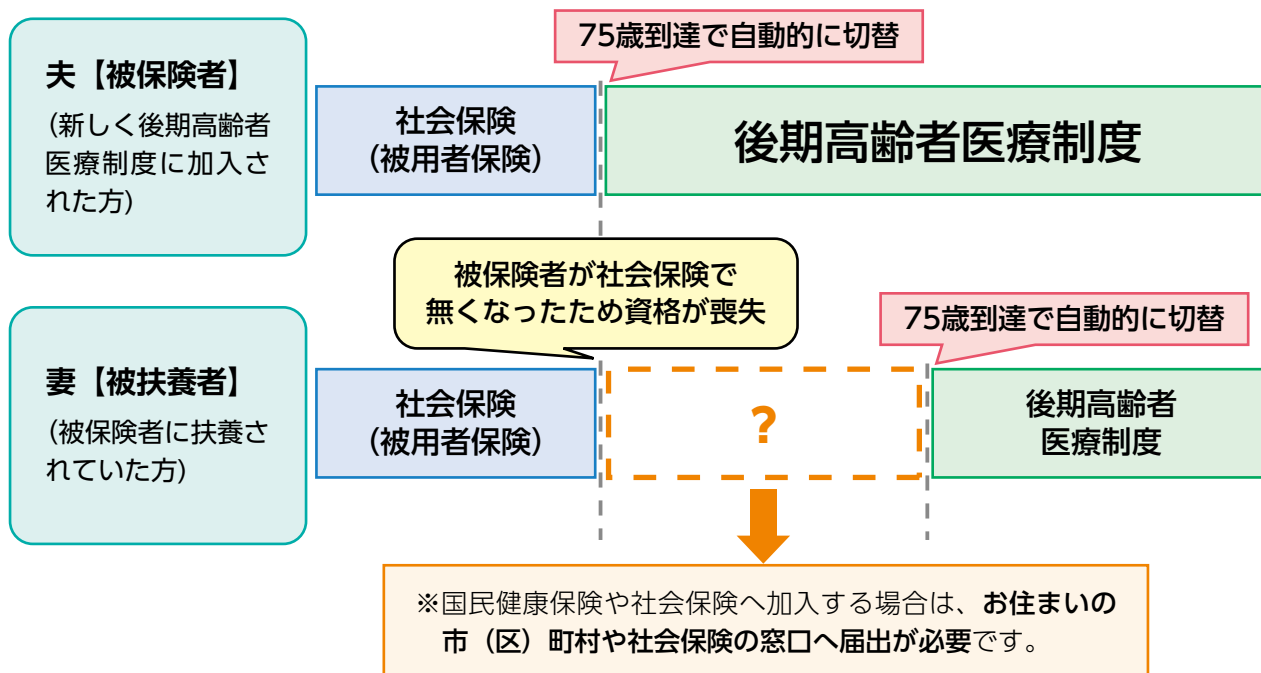
ポイント

後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまで加入されていた国民健康保険や社会保険※などの資格は喪失します。

※「社会保険」とは、国民健康保険や国民健康保険組合を含まない、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）、組合管掌健康保険組合、船員保険、共済組合などの被用者保険のことです。

これまで社会保険に加入し、どなたかを扶養していた場合、届出が必要です。

例 夫が社会保険で、妻がその被扶養者であった場合（妻が75歳未満の場合）



被保険者証（保険証）

被保険者となる方には、1人に1枚「後期高齢者医療被保険者証」（保険証）が交付されます。

この保険証には自己負担割合（P11参照）が記載されています。医療を受けるときは窓口で提示してください。



●取り扱いの注意事項

交付されたら記載内容を確認しましょう。

●勝手に書き換えたりすると無効になります。

他人との貸し借りはやめましょう。

法律により罰せられます。

いつでも使えるよう、
手元に保管しましょう。

●コピーした保険証は使用できません。



紛失したときなどは再交付できますので、
お住まいの市（区）町村の担当窓口へ。

保険証の色は毎年変更されます

令和4年10月1日～
令和5年7月31日
の保険証

薄青色



令和5年8月1日～
令和6年7月31日
の保険証

クリーム色

有効期限を過ぎた古い保険証の取り扱いについて

有効期限を過ぎた保険証は、ご自身で破棄していただくことができます。

●注意●

- ①ご自身で保険証の破棄を行う際は、有効期限を過ぎた保険証かどうか、改めてご確認ください。
- ②個人情報に記載されているものになるため、ハサミで裁断する等の処理を行ってください。

マイナンバーカードが保険証として利用できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、カードの保険証利用の申し込みができます。申込方法は以下のとおりです。

- ①お住まいの市（区）町村で申し込む
- ②セブン銀行ATMで申し込む
- ③カードリーダーのある医療機関やスマートフォンで申し込む



※これまでの保険証も引き続き利用できます。

※医療機関・薬局によって運用開始時期が異なるため、利用できないところもあります。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、カードの取得申請が必要です。取得申請については、お住まいの市（区）町村へお尋ねください。

保険料

保険料は医療費の一部に充てるもので被保険者（加入者）一人ひとりに、納めていただきます。

保険料を決める基準（保険料率）は、2年ごとに見直され、熊本県内すべての市（区）町村で、均一となります。

保険料の計算方法 熊本県における保険料（年額）

令和4・5年度

●年間保険料額については、100円未満切捨て。

$$\begin{array}{l} \text{年間} \\ \text{保険料額} \\ \text{(限度額66万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{被保険者一人あたり} \\ \text{54,000円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等} \\ \text{－基礎控除額※1)} \\ \times 10.26\% \text{ (所得割率)} \end{array}$$

■総所得金額等の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ \text{各種所得控除前} \\ \text{の金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{公的年金等の所得} \\ \text{公的年金等収入－} \\ \text{公的年金等控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{給与所得} \\ \text{給与収入－} \\ \text{給与所得控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その他の所得} \\ \text{その他の収入－} \\ \text{必要経費} \end{array}$$

- 専従者控除や譲渡所得特別控除後の金額になります。
- 障害・遺族・老齢福祉年金などの非課税所得は総所得金額等には含まれません。
- その他の収入…営業収入、不動産収入、株式収入などのことです。

※1 基礎控除額は合計所得金額によって下表のとおり変化します。
合計所得金額は、各種所得控除後の金額のため、総所得金額とは異なります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円



保険料の軽減

■所得の低い方への軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（年額54,000円）が下記のとおり軽減されます。

	対象者の所得要件 (同一世帯※ ² 内の被保険者及び世帯主の 軽減判定所得金額※ ³ の合計額)	軽減割合	軽減後の 均等割額 (年額)
令和5年度	43万円(基礎控除額) +10万円×(給与・年金所得者の数－1)※ ⁴ 以下	7割	16,200円
	43万円(基礎控除額) + 29万円×被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数－1)※ ⁴ 以下	5割	27,000円
	43万円(基礎控除額) + 53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数－1)※ ⁴ 以下	2割	43,200円

※2 「同一世帯」とは、4月1日時点の世帯構成を基準として判定します。(年度途中で75歳になる方など、新しく資格を取得される方はその取得日。)

※3 「軽減判定所得金額」は下記のとおり計算します。また、事業専従者控除や分離譲渡所得の特別控除などは適用されません。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減判定} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等の所得} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{その他の所得} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等収入－} \\ \text{公的年金等控除額－} \\ \text{15万円（満65歳以上のみ）} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{給与収入－} \\ \text{給与所得控除額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{その他の収入－} \\ \text{必要経費} \\ \hline \end{array}$$

※4 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が下記の要件のいずれかに該当した場合に適用し、該当された方の人数を「給与・年金所得者の数」とします。

収入の種類	基準となる額
公的年金収入	60万円超（65歳未満）
	125万円超（65歳以上）
給与収入	55万円超

■被用者保険の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日に、被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、船員保険、共済組合など）の被扶養者であった方は、**制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減**されます。

また、**所得割額は制度加入後2年以降もかかりません。**

●国民健康保険、国民健康保険組合は軽減の対象となりません。

保険料の納め方

原則として、特別徴収（年金からの天引き）になります。
ただし、年度途中で資格を取得した方や、年金の額によっては、普通徴収（納付書または口座振替等での納付）になります。

対象となる年金受給額

年額18万円以上

年額18万円未満

介護保険料と合わせた保険料額

年金額の2分の1を超えない方

年金額の2分の1を超える方



特別徴収

- 年6回の年金受給日に、年金から保険料が天引きされます。
- 特別徴収の対象となる方は自動的に特別徴収になります。（申請は不要です。）



仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）
保険料の算定が7月に行われるため、前年度の2月に徴収した保険料を仮の金額として徴収します。			7月に算定した年間保険料から、仮徴収で徴収した分を差し引いた金額を3期に分けて徴収します。		

特別徴収を口座振替（普通徴収）に変更できます

保険料を特別徴収で納めている方で、口座振替（普通徴収）に変更を希望される方は、お住まいの市（区）町村の担当窓口へ申請することで変更できます。

下記の場合、特別徴収できませんので、ご注意ください

- 年度の途中で75歳になられた方（一定期間のみ）
- 年度の途中で他の市町村から転入された方（一定期間のみ）
- 年金担保貸付金を返済中、または貸付開始された方 など



普通徴収

- 納付書や口座振替等で納めます。
- 口座振替を希望される場合は、手続きが必要になりますので、お住まいの市（区）町村の担当窓口へ申請してください。
- 後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険料（税）を口座振替で納付されていた方も新たに口座振替の手続きが必要になります。



納期限及び納期数

納期限及び納期数は市（区）町村ごとに定められています。
詳しくはお住まいの市（区）町村にお尋ねください。

保険料の計算例（年額）

例 単身世帯で本人の収入が年金197万円のみの場合

均等割額 均等割額の軽減に該当するか確認しましょう。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{年金控除額} & - & \text{高齢者特別控除額} \\ \hline 197\text{万円} & - & 110\text{万円} & - & 15\text{万円} \\ \hline & & & = & \text{基準額} \\ & & & & 72\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

➡ 72万円がP6「所得の低い方への軽減」の5割軽減に該当するので、均等割額は5割軽減されます。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{軽減前均等割額} & \times & (10\text{割} - 5\text{割}) & = & \text{均等割額} \\ \hline 54,000\text{円} & \times & & = & 27,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得割額 所得割額を確認しましょう。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{年金控除額} & = \\ \hline 197\text{万円} & - & 110\text{万円} & = \\ \hline & & & \text{年金所得} \\ & & & 87\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金所得} & - & \text{基礎控除額} & = \\ \hline 87\text{万円} & - & 43\text{万円} & = \\ \hline & & & \text{基準額} \\ & & & 44\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{基準額} & \times & \text{所得割率} & = \\ \hline 44\text{万円} & \times & 10.26\% & = \\ \hline & & & \text{所得割額} \\ & & & 45,144\text{円} \\ \hline \end{array}$$

1年間の保険料

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = \\ \hline 27,000\text{円} & + & 45,144\text{円} & = \\ \hline & & & \text{保険料額} \\ & & & 72,144\text{円} \\ \hline \end{array}$$

● 年間の保険料額は100円未満を切り捨てるため、**72,100円**となります。

✳ 公的年金等控除額計算表（抜粋）

（65歳以上で公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合）

公的年金等収入額	公的年金等控除額
330万円未満	110万円
330万円以上410万円未満	収入金額×0.25+275,000円
410万円以上770万円未満	収入金額×0.15+685,000円
770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.05+1,455,000円
1,000万円以上	1,955,000円



年金収入のみの場合の保険料例（年額）

例 1 被保険者で単身世帯の場合



年金収入	153万円	168万円	197万円	221万5千円	300万円
年金所得	43万円	58万円	87万円	111万5千円	190万円
均等割 軽減判定所得	28万円	43万円	72万円	96万5千円	175万円
均等割軽減割合	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	16,200円	16,200円	27,000円	43,200円	54,000円
所得割額	0円	15,390円	45,144円	70,281円	150,822円
年間保険料額 (100円未満切り捨て)	16,200円	31,500円	72,100円	113,400円	204,800円

例 2 夫婦2人世帯で共に被保険者である場合

（賦課期日（当該年度の4月1日）時点で2人とも被保険者であり、夫の収入を
年金収入221万5千円、妻の収入を年金収入139万5千円と仮定した場合）



	夫／世帯主	妻
年金収入	221万5千円	139万5千円
年金所得	111万5千円	29万5千円
均等割軽減判定所得	96万5千円	14万5千円
世帯の合計均等割 軽減判定所得	111万円	
均等割軽減割合	5割軽減	
均等割額	27,000円	27,000円
所得割額	70,281円	0円
年間保険料額 (100円未満切り捨て)	97,200円	27,000円

保険料を滞納すると

納期限を過ぎた場合、お住まいの市（区）町村より督促が行われ、延滞金などが徴収される場合があります。

保険料は納期限内にきちんと納めるようにしましょう。

**保険料の納付が難しい場合には、滞納される前に
お住まいの市（区）町村の担当窓口にご相談ください。**

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の被保険者証（保険証）より有効期間の短い被保険者証（**短期被保険者証**）が発行されることがあります。

さらに、滞納が続いた場合は、年金、預貯金等の財産が**差し押さえられる**場合があります。

保険料の減免について

災害や事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお住まいの市（区）町村の担当窓口にご相談ください。

減免の対象種類

- 災害により罹災したとき
- 死亡・疾病等による所得減少があったとき
- 事業廃止等による所得減少があったとき
- 不作等による収入減少があったとき
- 刑事施設に拘禁されたとき
- 生活保護を受けたとき



社会保険料控除について

納めていただいた保険料は、確定申告等で所得税や住民税を計算するときに、社会保険料として控除の対象となります。

特別徴収の場合は年金受給者本人が、普通徴収（口座振替）の場合は口座名義人が控除の適用対象者となります。

詳しくは、税務署やお住まいの市（区）町村の住民税担当にお問い合わせください。

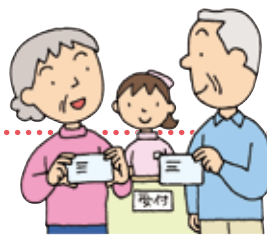
お医者さんにかかるとき

自己負担割合

診療を受けたとき、医療機関等の窓口で総医療費の1～3割の金額をお支払いいただきます。

自己負担割合は、令和4年8月～令和5年7月は令和3年1月～12月の、令和5年8月～令和6年7月は令和4年1月～12月の収入・所得をもとに判定します。

所得や世帯構成が変更になることで自己負担割合が変更になることがあります。



自己負担割合	負担区分	要 件
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる方。
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる方。
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方。
	【基準収入額適用】 現役並み所得者に該当する方のうち、下記の要件に該当される方は、お住まいの市（区）町村で認定されることで、自己負担割合が1割または2割になります。	
	①同一世帯に被保険者が本人のみである場合	②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合
	被保険者本人の収入額が383万円未満または被保険者本人の収入額が383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の方との収入額の合計が520万円未満	被保険者全員の収入額の合計が520万円未満
●「収入額」とは所得を算定するための必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。（退職所得に係る収入金額を除く。） ●土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合、売却収入は「収入額」に含まれます。		
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない方 または上記の【基準収入額適用】の要件を満たし、P12のフローチャート②の判定で対象となった方。
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方。
	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	世帯全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）。
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円である世帯に属する方（公的年金等控除額を80万円とし、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算する。）、または世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者である方。

自己負担額の減免

被保険者や世帯主が、過去1年以内に災害などの特別な事情*により、資産などを活用しても、医療機関等への自己負担額の支払いが一時的に困難となった場合、申請をすることにより自己負担額の減免・猶予を受けられることがあります。

減免等の期間は、申請を行った月から6か月以内です。

入院時の食事代など、対象にならない費用もあります。

※特別な事情とは……

- 災害で住宅や家財など財産に著しい損害を受けた
- 干ばつや冷害などによる農作物の不作、不漁などで世帯主の収入が著しく減少した
- 事業や業務の休廃止、失業などで世帯主の収入が著しく減少した
- 重篤な疾病や負傷で世帯主が死亡した・重大な障がいを受けた・長期間入院した（ただし被保険者のみの世帯の場合を除く）

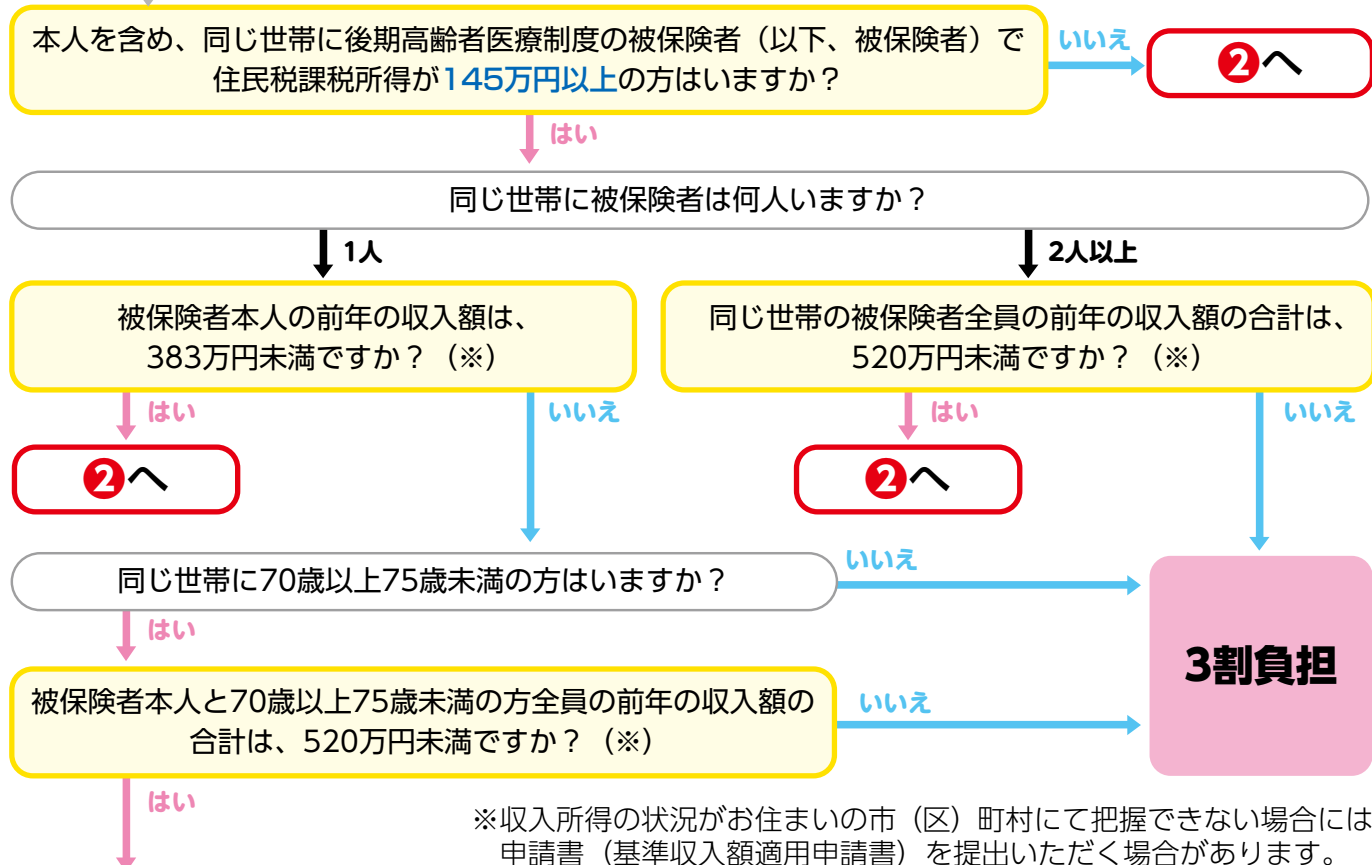
詳しくは、お住まいの市（区）町村の担当窓口または広域連合にご相談ください。



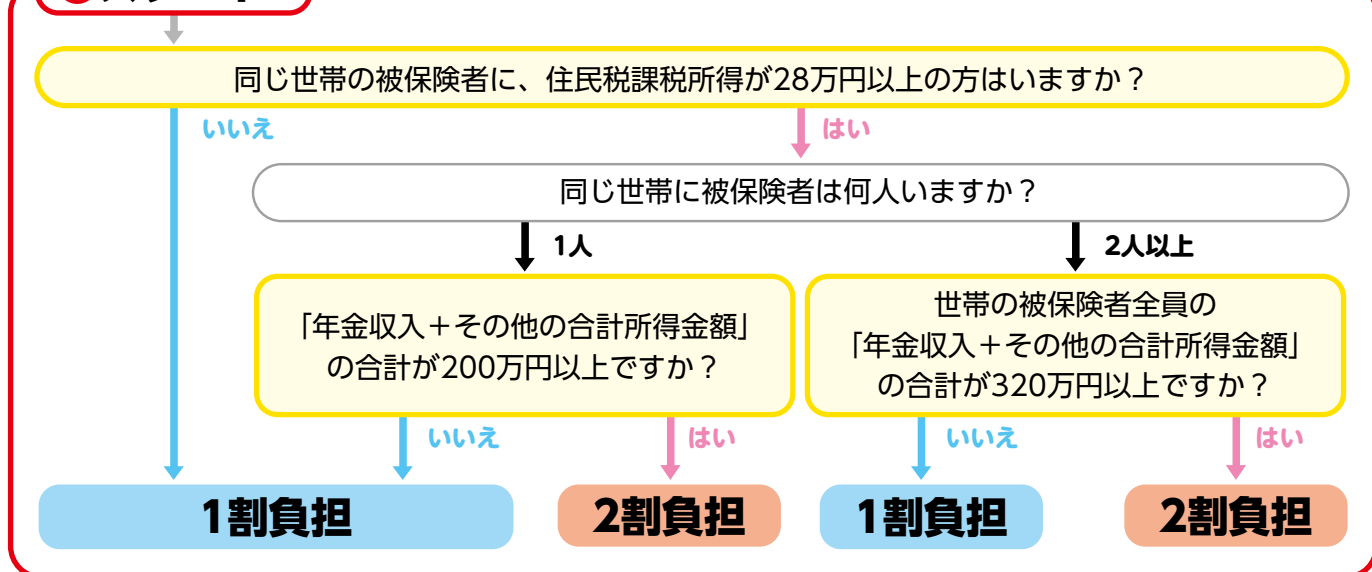
自己負担割合の判定のフローチャート

①で「3割負担に該当するか」を判定した後に、②で「1割負担、2割負担のどちらになるか」を判定します。

①スタート



②スタート



- 「収入額」とは、所得を算定するための必要経費や、住民税を算定するための各種所得控除を差し引く前の金額です（ただし、退職所得に係る収入金額は除きます）。
- 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額等）の合計額が、210万円以下である方は1割負担または2割負担になります。
- 黄色枠の金額等がわからない場合は、お住まいの市（区）町村へお尋ねください。

高額療養費

同一月(1日から月末まで)に(複数の)医療機関等で支払った自己負担額の合計額が自己負担限度額を超えた場合は、限度額を超えて支払った額を「高額療養費」として支給します。

●高額療養費の対象は保険診療分のみです。入院時食事代、差額室料等の保険が適用とならないものは対象となりません。



* 負担区分と自己負担限度額(月額)

負担割合	負担区分※1	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉	
2割	一般Ⅱ	18,000円※2 または {6,000円 + (総医療費 - 30,000円) × 10%} の低い方を適用	57,600円 〈44,400円〉
1割	一般Ⅰ	18,000円※2	
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

※1 負担区分の要件については、P11をご参照ください。

※2 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

●〈 〉内の額は過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の額(多数回該当)。

●2割負担(一般Ⅱ)の方への配慮措置

2割負担の方の外来医療費については、1割負担と比べたときのひと月の負担増加額が3,000円までに抑えられ、それを超えた分は、高額療養費として支給します(令和7年9月30日まで)。

特定疾病 の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症)の場合の自己負担限度額は、医療機関ごとに月額10,000円です。「特定疾病療養受療証」が必要になりますので、お住まいの市(区)町村の担当窓口へ申請してください。

●マイナンバーカードを保険証として利用する場合、医療機関の窓口で「特定疾病療養受療証」の提示は不要です。運用開始時期は医療機関によって異なります。

高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、右記限度額を差し引いて501円以上となったときに支給します。

※3 令和4年10月1日から、負担区分の追加に伴い、「一般」の区分が「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」へ変更となりましたが、限度額に変更はありません。

※4 低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

* 自己負担限度額(年額/令和4年8月～令和5年7月)

負担割合	負担区分	限度額
3割	現役並み所得者Ⅲ	212万円
	現役並み所得者Ⅱ	141万円
	現役並み所得者Ⅰ	67万円
2割	一般Ⅱ※3	56万円
	一般Ⅰ※3	
1割	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円※4

入院したときの食事代

①入院時食事療養費（一般病床、精神病床等に入院したとき）

*食費の標準負担額（1食当たり）

負担区分		食費
現役並み所得者		460円※1
一般Ⅰ・一般Ⅱ		
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当※2	160円
低所得者Ⅰ		100円



※1 指定難病患者および平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円の場合もあります。

※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院日数が90日（低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限り）を超える場合は、お住まいの市（区）町村の担当窓口で長期入院該当申請をしてください。

②入院時生活療養費（医療療養病床※3に入院したとき）

*食費・居住費※4の標準負担額（食費は1食当たり、居住費は1日当たり）

負担区分		医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)※5		指定難病患者	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者		460円※6	370円	460円※6	370円	260円	0円
一般Ⅰ・一般Ⅱ							
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円	370円	210円	370円	210円	
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当※2			160円	370円	160円	
低所得者Ⅰ		130円	370円	100円	370円	100円	
老齢福祉年金受給者		100円	0円	100円	0円	100円	
境界層該当者							

※3 「医療療養病床」は、保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床です。

※4 「居住費」は、療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。

※5 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）。例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等に要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などのことです。

※6 保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」

- マイナンバーカードを保険証として利用する場合、認定証は不要です。
運用開始時期は医療機関によって異なります。

【自己負担割合が1割で、負担区分が低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱの方】

申請をすることにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

【自己負担割合が3割で、負担区分が現役並み所得者Ⅰ・現役並み所得者Ⅱの方】

申請をすることにより「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

- 負担区分は、P13＊**負担区分と自己負担限度額（月額）**をご参照ください。

該当する方はお住まいの市（区）町村の担当窓口申請してください。

あとから払い戻しを受けられるとき

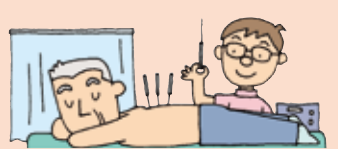
次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、お住まいの市（区）町村の担当窓口へ申請して認められると、保険給付分の払い戻しを受けることができます。

こんなとき

傷病等の治療を行う上で、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったときや輸血のための生血代がかかったとき



医師の同意の下、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき、または、骨折・脱臼などで柔道整復師の施術を受けたとき（いずれも受領委任の取扱いを行っている施術所での施術は自己負担額の負担だけで済む場合があります。）



急病やケガなどによって、保険証を提示できずに診療を受けたことがやむを得ないと認められるとき



海外渡航中に急病やケガなどによりやむを得ず診療を受けたとき（治療目的での渡航や日本国内で保険適用となっていない治療は対象となりません）

- 渡航歴のわかる資料（パスポート等）の提示が必要です。



移動困難な患者が医師の指示により緊急その他やむを得ない必要があって移送されたとき（移送費）

- 計画的に転院する場合、検査目的、本人希望・家族の都合とみられるもの、自宅からの移送・退院時の移送、通常のタクシーを使用した場合などは対象となりません。



交通事故などにあったとき

交通事故など第三者から被害を受けた場合でも後期高齢者医療で診療を受けることができます。

被害を受けたら、被保険者（被害者）は

①まず警察に連絡する
事故証明書をもらう。

②示談の前に、必ずお住まいの市（区）
町村の担当窓口へ届出をする



届出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 保険証
- 印かん
- 事故証明書（後日でも可）

医療費は広域連合が一時立て替えます

加害者が全額負担するのが原則です。保険診療の費用は広域連合が一時立て替えます。

- この場合、後期高齢者医療広域連合が医療費（被保険者の一部負担金を除く）を立て替え、後日、加害者に費用（過失割合に応じた額）を請求することになります。なお、加害者から治療費を受けとったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ずお住まいの市（区）町村の担当窓口にご相談ください。

亡くなったとき

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方へ申請により葬祭費として20,000円を支給します。



1年に1回健康診査・歯科口腔健康診査を受けましょう

● 身体健康診査（医科健診）について

加齢による心や身体の活力が低下した状態（フレイル）の早期発見や糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防する目的で身体健康診査（医科健診）を実施しています。定期的に受診することで、経年変化を比較し、今の健康状態をチェックすることもできます。健康を守るため、年に1回は医科健診を受け、必要に応じて適切な治療を行いましょう。

対象者

健診の受診日において熊本県後期高齢者医療の被保険者の方（ただし、長期入院患者や施設入所者及び同年度内に特定健康診査等の健康診断を受けた方等の一部の方は除きます。）

健診項目

- 問診（質問票） ● 身体計測（身長・体重・BMI）
- 血圧測定 ● 尿検査
- 血液検査（肝機能・脂質・腎機能・血糖・貧血）など

健診料

800円

医療機関に通院中の方も健診を受けられます。



● 歯と口の健康診査（歯科健診）について

健康で自立した生活を送るためには「食べる」ことが大切です。かめない、飲み込めない、むせる・・・そんなときは、お口の働きが弱まっている（オーラルフレイル）危険性が高いです。そのままにしておくと、身体や心の病気にかかりやすくなるおそれがあります。早い時期から歯と口の機能の維持・改善に取り組むため、年に1回は歯科健診を受けて「おいしく食べる力」を保ちましょう。

対象者

歯科健診の受診日において、熊本県後期高齢者医療の被保険者の方（ただし、長期入院患者や施設入所者等の一部の方は除きます。）

健診項目

- 問診（質問票） ● 歯の状態（入れ歯などの義歯も含む）
 - かみ合わせの状況 ● 口腔内の状況
 - 口腔機能の状況（舌の動き・飲み込む力など）
 - 歯周組織の状態 ● 口腔ケア（衛生）指導 など
- ※総入れ歯の方も受診できます！

健診料

400円（※市町村により異なります）



医科健診と歯科健診の日程・お申し込み

健診の日程、会場、お申し込み方法などは、市町村によって異なります。詳しい内容は、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

適正受診にご協力ください

柔道整復（接骨院・整骨院）のかかり方

柔道整復（接骨・整骨・骨つぎ）とは、骨や関節・筋肉等の外傷性が明らかなケガ（すべったり、転んだり、ぶついたりしたときの新しい負傷）の治療・応急手当を目的とする施術です。



健康保険が使えるとき

- 外傷性のケガなどで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫（いわゆる肉離れを含む）と診断または判断され、治療を受けたとき。

（骨折および脱臼については応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。）

上記に記載されている場合以外は、健康保険の適用となりません。
詳細については、熊本県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。
なお、申請内容等についてお尋ねすることがありますのでご協力ください。

セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーション＝自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

自分の健康を守ることは医療費節約につながります



※OTC医薬品とは：

OTCは「Over The Counter（オーバー・ザ・カウンター）」の略です。OTC医薬品とはカウンター越しに販売される市販薬のことで、薬局やドラッグストアなどで、処方せんなしで購入できます。

購入するときは、症状に合った薬を選ぶために、薬剤師さんに相談しましょう！

正しい医療機関のかかり方



●かかりつけ医を持ちましょう

自分や家族の健康状態を把握してくれている、かかりつけ医がいると安心です。精密検査や高度な医療が必要になったときは、ほかの医療機関や専門医を紹介してくれます。

●重複受診は控えましょう

重複受診とは同じ病気で複数の医療機関を受診することをいいます。重複受診をすると医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬による体への負担、副作用などの心配があります。

今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。



●時間外受診は控えましょう

休日や夜間などの時間外受診は、割増料金が加算され医療費が高くなるだけでなく緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたします。やむを得ない場合以外は、平日の診療時間内に受診しましょう。

●重複服薬・多剤服用に気をつけましょう

同じ時期に複数の医療機関を受診し、同じ効能の薬が処方され服用したり(重複服薬)、必要以上に多くの種類の薬が処方され服用すること(多剤服用)で、薬本来の効果が出ないばかりか、薬同士の飲み合わせ(相性)が悪く、思わぬ副作用を引き起こす危険性が高くなります。

また、薬の量が増えることで、医療費の増加にもつながります。

重複服薬・多剤服用をしているかもしれないと思ったら、自己判断で服薬を中断せず、薬が重複しているかどうか、医師・薬剤師に「お薬手帳」を持参して相談しましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、患者さんのお薬代の負担を軽くするお薬です。ジェネリック医薬品に変更することによりお薬代の負担軽減が見込める方には、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。希望される場合は、医師、薬剤師にご相談ください。

- 新薬と有効成分は同じなので、品質、効き目、安全性が同等なお薬です。
- すべての新薬に対し、ジェネリック医薬品があるわけではありません。また、症状によってはジェネリック医薬品の処方が適さない場合もあります。

お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療に係るお問い合わせ先

市郡域	市（区）町村名	担 当 課	お問い合わせ先
熊 本 市	熊 本 市	国 保 年 金 課	096-328-2290 (直通)
	熊本市 中央区役所	区 民 課	096-328-2278 (直通)
	熊本市 東区役所	区 民 課	096-367-9125 (直通)
	熊本市 西区役所	区 民 課	096-329-1198 (直通)
	熊本市 南区役所	区 民 課	096-357-4128 (直通)
	熊本市 北区役所	区 民 課	096-272-6905 (直通)
八 代 市	八 代 市	国保ねんきん課	0965-33-4490 (直通)
人 吉 市	人 吉 市	高 齢 者 支 援 課	0966-22-2111 (代表)
荒 尾 市	荒 尾 市	保 険 介 護 課	0968-63-1420 (直通)
水 俣 市	水 俣 市	市 民 課	0966-61-1633 (直通)
玉 名 市	玉 名 市	保 険 年 金 課	0968-75-1117 (直通)
山 鹿 市	山 鹿 市	国 保 年 金 課	0968-43-1576 (直通)
菊 池 市	菊 池 市	保 険 年 金 課	0968-25-7218 (直通)
宇 土 市	宇 土 市	市 民 保 険 課	0964-22-1111 (代表)
上天草市	上天草市	健康づくり推進課	0969-28-3354 (直通)
宇 城 市	宇 城 市	医 療 保 険 課	0964-32-1111 (代表)
阿 蘇 市	阿 蘇 市	ほ け ん 課	0967-22-3145 (直通)
天 草 市	天 草 市	国 保 年 金 課	0969-24-8802 (直通)
合 志 市	合 志 市	保 険 年 金 課	096-248-1275 (直通)
下益城郡	美 里 町	健 康 保 険 課	0964-46-2113 (直通)
玉 名 郡	玉 東 町	町 民 福 祉 課	0968-85-3183 (直通)
	南 関 町	福 祉 課	0968-57-8503 (直通)
	長 洲 町	福祉保健介護課	0968-78-3139 (直通)
	和 水 町	税 務 住 民 課	0968-86-5723 (直通)
菊 池 郡	大 津 町	健 康 保 険 課	096-293-3114 (直通)
	菊 陽 町	健 康・保 険 課	096-232-4912 (直通)
阿 蘇 郡	南小国町	町 民 課	0967-42-1113 (直通)
	小 国 町	町 民 課	0967-46-2116 (直通)
	産 山 村	住 民 課	0967-25-2212 (直通)
	高 森 町	健 康 推 進 課	0967-62-2910 (直通)
	西 原 村	保 健 衛 生 課	096-279-4389 (直通)
	南阿蘇村	健 康 推 進 課	0967-67-2704 (直通)
上益城郡	御 船 町	健康づくり保険課	096-282-1113 (直通)
	嘉 島 町	町 民 保 険 課	096-237-2574 (直通)
	益 城 町	健 康 保 険 課	096-286-3113 (直通)
	甲 佐 町	住 民 生 活 課	096-234-1113 (直通)
	山 都 町	健康ほけん課	0967-72-1295 (直通)
八 代 郡	氷 川 町	町 民 課	0965-52-5851 (直通)
葦 北 郡	芦 北 町	住 民 生 活 課	0966-82-2511 (代表)
	津奈木町	ほ け ん 福 祉 課	0966-78-5566 (直通)
球 磨 郡	錦 町	保 険 政 策 課	0966-38-1113 (直通)
	多良木町	住 民 ほ け ん 課	0966-42-1256 (直通)
	湯 前 町	税 務 町 民 課	0966-43-4111 (代表)
	水 上 村	保 健 福 祉 課	0966-44-0313 (直通)
	相 良 村	保 健 福 祉 課	0966-35-1032 (直通)
	五 木 村	保 健 福 祉 課	0966-37-2214 (直通)
	山 江 村	健 康 福 祉 課	0966-24-1700 (直通)
	球 磨 村	税 務 住 民 課	0966-32-1113 (直通)
	あさぎり町	健 康 推 進 課	0966-45-7216 (直通)
天 草 郡	苓 北 町	福 祉 保 健 課	0969-35-3330 (直通)
そ の 他	熊本県後期高齢者医療広域連合事務局		096-368-6511 (代表)